

令和 6 年 5 月 21 日
日 本 銀 行

日・シンガポール間の 二国間通貨スワップ契約の更新

日本・シンガポール間の二国間通貨スワップ契約について、日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びシンガポール通貨監督庁は、現存の契約を更新した。

本契約は、日本及びシンガポールの当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、シンガポール当局が、日本円とシンガポール・ドルを交換することを可能とするものである。

本契約の交換上限額は変更なく、シンガポールは日本から最大 30 億米ドル又は 30 億米ドル相当の日本円とシンガポール・ドルを交換することができ、日本はシンガポールから最大 10 億米ドルと日本円を交換することができる。

今回の更新においては、直近のチェンマイ・イニシアティブ契約書の改正に沿った修正が組み込まれている。

日本及びシンガポールは、二国間金融協力の深化に向けたコミットメントを再確認し、両国の金融安定の強化に資する本契約の更新を歓迎する。

以 上